

事案名	土佐沖の事案（高知県39-1）
分類	廃棄・遺棄
資料	<ul style="list-style-type: none"> ・民間会社社史〔1〕 ・「旧軍の毒ガス弾等の調査状況」〔2〕 ・タイトル・作成主体・作成年月日不明の大久野島の処理に関する資料〔3〕 ・証言〔4〕 ・「旧軍毒ガス弾等の全国調査結果報告（案）」〔5〕 ・「『旧軍毒ガス弾等の全国調査』フォローアップについて（報告）」平成15年9月2日〔6〕
資料内容概要	<p>東京第2陸軍造兵廠忠海兵器製造所の残存毒ガスの処理作業で、高知県土佐沖に毒ガス等を海洋投棄したとされている。</p> <p>廃棄・遺棄情報</p> <ul style="list-style-type: none"> ・東京第二陸軍造兵廠忠海兵器製造所の残存毒ガスの処理作業で、毒液1,845t・毒液缶7,447個(930t)・クシャミ剤9,901缶(990t)・催涙剤131缶(7t)・60kgガス爆弾13,272発・10kgガス爆弾3,036発を土佐沖に海洋投棄した〔1〕〔2〕〔3〕。 ・元東京第二陸軍造兵廠忠海兵器製造所所長の証言として、「昭和21年8月に、占領軍の命により民間会社がイペリット1,845t、ルイサイト930t、ジフェニルシアンアルシン990tを海洋投棄し、さらに昭和21年年10月には糜爛性各種投下弾16,308発、ルイサイト9tを海洋投棄した」と記載されている〔4〕。 ・昭和21年8～10月にかけて、イペリット1,845t・ルイサイト930t・ジフェニルシアンアルシン990t・砲爆弾16,308発を土佐沖に投棄した〔5〕。 ・占領軍の指示により、大久野島の毒ガス等が3回に分けて土佐沖に海洋投棄された。海洋投棄地点は3地点で行われ、A点は北緯32.37・東経134.14(室戸岬から69km、深度2000～2300m)、B点は北緯30.38・東経132.22(足摺岬から235km、都井岬から125km、深度3000～3200m)、C点は北緯32.30・東経133.55(室戸岬から88km、足摺岬から122km、深度1200～1500m)に位置している。A点は昭和21年8月12日に、B点は昭和21年8月24日にLSTで毒ガスを輸送し、船ごと沈めた。C点は民間船で輸送し、船から投棄した。3回の積み荷の量は不明である〔6〕。